

イギリス支配のインドの社会構造に与えた衝撃

——ザミンダリー・セトルメントについての考察——

桶 舎 典 男

一 はしがき

今日、インドの経済発展を考える場合、それは何よりもまず、歴史的尺度をもって考察されなければならぬ。独立以降一五カ年間の経済開発の成果を指標化して、先進国のそれと比較考察することはかならずしも意味なしといわないまでも、そこに発見される後進性は、所詮は、植民地支配に由来するからである。のみならず、近代経済学の用具をもって今日インドの抱えた問題に対する処方箋が画かれた場合ですら、そして、一時的解決が見られた場合があったとしても、問題発生の原因としての植民地支配の構造が解決されない限り、問題が

ますます深化した事例を、われわれは想起せねばならぬであろう。

植民地支配の過程において累積した農民の負債が、第二次世界戦争中の農業生産物価格の騰貴によって解消されながら、一九五二年には、一家族当りの負債がすでに一人当り国民所得を上回るほどに達したことは、植民地支配から生じた問題が、表皮的政策をもってしては解決できない深刻さを示す何よりの証拠であろう。独立間もなく、一九五一年にスタートする五カ年計画の連続も、その間の投資額や生産度の比較において、その成功と失敗を論ずるのではなく、それが果して植民地支配の構造を打破する突破口となりうるか否かという歴史的視点か

らする考察が、何よりも要求されなければならないであろう。

戦後、多くの州において行われた土地改革による土地保有制限が、とかくザル法といわれ、あるいは逆に、それが一部において強力に推進されたことが、今日の食糧不足の一因となっていることは、構造的改革を無視して、開発はありえないという、尊い教訓ではないだろうか。

(1) 一九五一年十一月から一九五二年七月までの間に行なわれた調査によれば、全インドで負債家族は全家族の六三・三パーセント、全家族平均で二八三ルピー、負債家族平均は四四七ルピーに達し (Reserve Bank of India, *All-India Rural Credit Survey, Report of the Committee of Direction*, Vol. I, *The Survey Report*, Part 1 (*Rural Families*), Bombay, 1956, p. 97) 当該一九五一年—五二年度の一人当り国民所得は、二七四・二ルピーにすぎない (Government of India, Ministry of Finance, *India, Pocket Book of Economic Information*, 1964, Delhi, 1964, p. 27)。

(2) この点については、拙稿「インドの農業金融」(アジア経済研究所調査研究報告双書第十七集『インドの金融制度』一九六二年、第三章)を参照された。

二 一八世紀の植民地支配

一口に植民地支配といった場合、その過程は長く、機構は複雑である。一七六五年八月、ベンガル、ビハール、オリッサのディワーン(Diwani)を与えられ、実質的に土地領有を始めて以来、一九四七年八月の独立まで、一八二二年。この間大別して、最初の半分、一八五八年に至る九三年間の東インド会社の支配、引続く英領インドの時代、一九〇五年頃より昂まる独立運動期と、力の作用と反作用の過程において、植民地支配の及ぼすインドの社会構造は決定され固定化されてくるのである。最後の独立運動の段階においてさえ、政治的独立の要求が激しく、社会改革がそれに伴わず、ある場合には、かえって前者が後者を阻止する傾向のあったことを否定することはできないであろう。

だがしかし、インドの社会構造を何よりも決定づけるのは、第一の段階、ことに一八世紀末期より一九世紀初頭にかけてである。ことにこの期の東インド社会の収入の大半を占める地租に関連して、ベンガルにおいて制定された規定(Regulation)の数は、一七九三年から一八

第一表

年度	要求額	徴収額	差額	免除額
1772—3	Rs. 28,565,622	Rs. 27,035,681	Rs. 1,529,941	Rs. 663,509
1773—4	29,403,008	27,180,260	2,222,748	833,234
1774—5	99,278,642	27,879,459	1,399,183	642,836
1775—6	28,895,298	27,319,272	1,575,986	845,604
1776—7	28,731,330	26,420,146	2,311,184	585,906

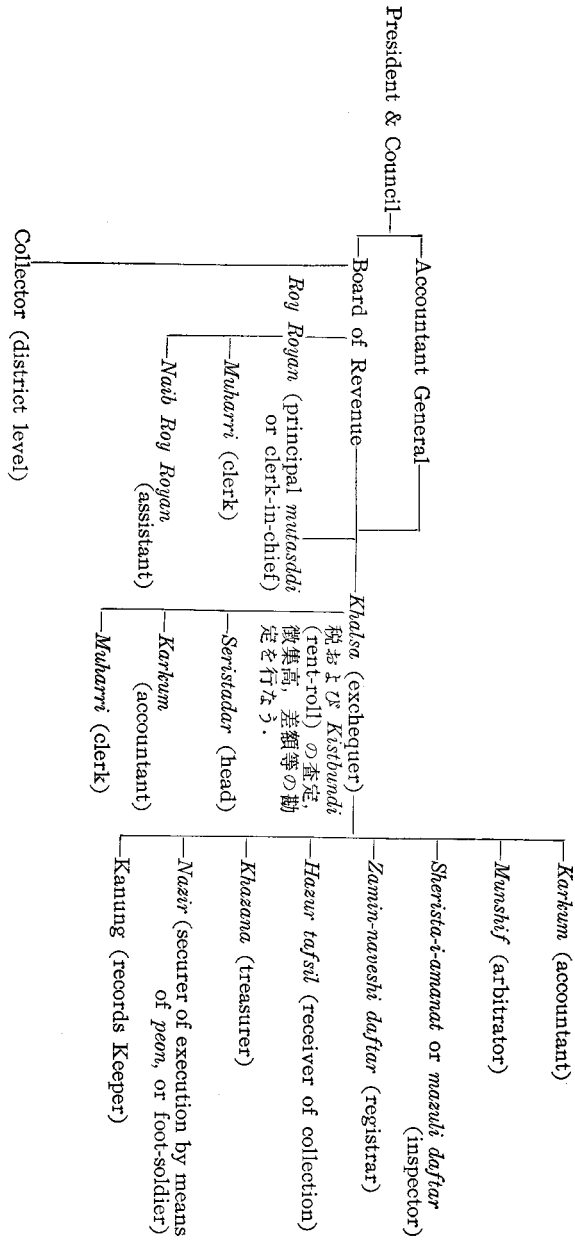
(出所) Sixth Report of the Select Committee of the House of Commons on the collection of revenue, London, 1782. p. 35
(On the basis of Accountant-General's Report, 12 July, 1777)

三四年までの四二年間に六七五、その中四八が、インドの独立期においてすら、なお、効力を有していたという(2) 事實は、この時代が果たすインド社会の方向づけの役割がいかに大きかったかを如実に示すものであろう。

これに先立つ時代、デイワニ獲得以後三〇年に近い時代は、試行錯誤の過程であって、地租についていえば、その賦課額は負担能力を超えて(第一表参照)、東インド会社は内外に議論を紛糾させる一方では、インド社会の混乱はその極に達してしまつた。(3) ことに、インドにおける社会的混乱は、一七七二年、ムルシダ

バード (Murshidabad) とパトナ (Patna) にムガールの支配機構のもとに駐在する副太守 (Naib Diwan) を廃止し、地租を会社の直接管理のもとにおいて以来、それにとつて替る制度が、従来の機能を補うことができず、ますます拍車をかけることになつた。

試みに、一七七二年における地租に関する行政機構は簡単に示すと次ページの表のようであつた。(4) もとより、一見して整つてみえる徴税組織は、決して固定的なものではなく、これ以前に引続き、一七七二年以後もめまぐるしく変化に変化を重ねるのである。まず最高の Board of Revenue (一七七二年十月十三日設立) のレベルについてみて、一七七〇年にはムルシダバードとパトナに Control Council of Revenue (前述の Board of Revenue の設立時に廃止される) ができ、一七七二年五月十四日にできた Committee of Circuits が一七七三年二月に廃止されるまで、めまぐるしい変化と同時に、管轄権の重複を招き、現実に至つて複雑である。ディストリクト・レベルの Collector は、一七六九年に、ザミンダールやインド人役人が罰則のないにつけ込み私腹をこやしたり農民を圧迫したりするのを監督する理由で任命された Sir



pervisor が、一七七二年の Board of Revenue の設立期に徴税権も与えられて、そのまま Collector として任命されたものであるが、行政費用がかえって増加してしまつたために、⁽⁵⁾ 任命間もなく、費用削減のために廃止されてしまった。「抑圧されたライオットの声を政庁にまで届けたのは Collector」⁽⁶⁾ とちえいゝるが、その廃止は、行

政組織の面から一七八六年まで継続して発生するインド社会の混乱の発火点となる。

デイストリクト・レベルの Collector の廃止に伴つて、その機能を集約的に果たすために、一つ上のデイヴィジョンの段階で生まれたのが、カルカタ、ブルドワン (Burdwan)、ムルシダバード、ディナプール (Dina-

pur)、ダッカ (Dacca)、バトナにおかれた Provincial Council (カルカッタ) の Provincial Committee といわれた⁽⁷⁾のであるが、結果は現状から疎くなるだけであった。こうしたあがきにも似た試行錯誤の結果、一七八六年、Board of Trade, Military Board とならんで、Board of Revenue が設置され、その下部機構も整備されることにより、息つく暇もなかった制度の変更は、ひとまず小康状態に入ることになる。この時、従来の *Mahals* に替り *Sheristadar* として、*ジェームズ・グラント* (James Grant) が任命され、各 *ディストリクト* に *Collector* が任命され、翌年には、地租合計五〇万ルーピー以下の *ディストリクト* は隣接 *ディストリクト* に吸収され、二三 *ディストリクト* に整理されたのである。

インドが、東インド会社の支配に服して以来の急速な変貌とそれによって生ずる混乱のテンポは、財政上の組織の変更に次ぐ変更が、そのまま示している通りであるが、それが行政組織の変更にとどまる限りは、住民に困惑を与えたかもしれないが、困窮を与えることはなかったであろう。問題は、以上の行政組織が、政策の変更を常に背景に持っていたことである。インドの社会構造に

鉄槌を与えた決定的な理由といえ、何よりも、「苛酷 (severity) と迫害 (vexation) によって強制された過大な賦課 (*jumna*)」⁽⁸⁾が、年々増加の一途を辿ったことであるが、その賦課額の徴集のために行なわれた二つの手段が、従来の社会構造の紐帯関係を崩したことを無視することはできない。アミル (*Amil*)、アミン (*Amindar*)、なしいはサザワール (*Sazawal*) といわれる徴税役人の任命と、徴税不履行の場合に行なわれた公売がこれである。

従来、ザミンダールを頂点とし、最下層のライオットに至るインド社会の構造は、重畳かつ複雑な関係で結ばれ、⁽⁹⁾ザミンダールと、実際の耕作者としてのライオットとの間には、「ライオットが近づくこともできない」⁽¹⁰⁾ほどの距離があった。「ベンガルは、従来からいくつかの *strear* に分かれ、*strear* は数多くの *Parganah*、そしてそれらは、さらに、*tany's kismat* さらに村と分化されていた」⁽¹¹⁾が、ザミンダールは通常いくつかの *パルガナ* を有し、その *パルガナ*、その下の *タルフ* ごとに、*タフシダール* (*tahsildar*)、その他の名称を冠する小ザミンダールが存し、ライオットの上には、各村ごとにかからの長として、*マンダール* (*mandal*)、ないしは *ゴマスタ* (*gomastah*) が

存在し、タルフのザミンダールとマンダルの間には、さらにいくつかの層の小ザミンダールが介在することもあった。⁽¹²⁾ ライオットは、その村に住み世襲的に耕作権を与えられたライオット (*khud-kasht ryot*) と他村から一時耕作を許されたライオット (*pak-kasht ryot*)⁽¹³⁾ の両者の中間ともいふべき、ある程度の長期間耕作し、休耕地とするか否かに関係なく一定の地代を払うライオット (*hari ryot*)⁽¹⁴⁾ があつた。

ザミンダールに対する地租の査定は年々の変更はザミンダールを苦しめるか、負担を下層に転嫁するザミンダールの場合には従来の農村の機構を蝕むか、いずれかしかなく、ことに過重の査定をザミンダールが拒否した場合、その代行のために行なわれたアミルその他の徴税役人の任命は、査定の重圧を履行しようとするだけでなく、*abwab* とか *mathab*⁽¹⁵⁾ と称して、徴税役人やザミンダールから負担を要求される分担金を増加し、のみならず、こうした場合、慣例的にとられたライオットの唯一の対抗手段であつた他のザミンダールへの移動に対して隣人に弁償 (*najay*) を強要するという手段により、「相互責任によって減収を抑える」⁽¹⁶⁾ こととなり、上からの重

第二表

年度	地租 Rs.
1769—70	8,00,000
1770—71	8,50,000
1771—72	9,00,000
1772—73	10,64,530
1773—74	11,50,995
1774—75	12,24,070
1775—76	12,83,270
1776—77	13,19,695

圧に耐えかねる農民を袋小路に追いつめる結果となつた。
こうした農村社会の混乱に追討ちをかけたの

が公売制度である。一七七二年五月、新設の Committee of Circuit は、六月に入るとただちにナディア (Nadia) のザミンダールであるラージャ・クリシュナチャンドラ (Raja Krishnachandra) の提示する額を不満とし、その土地を公売に付してしまつた。⁽¹⁷⁾ 以降五カ年間地租累増の条件で入札された結果は、これに先立つ期間と比較した場合、第二表のように明らかである。このナディア・ディストリクトは Committee of Circuit にとっては最初のモデルであつて、以降この方式を他のディストリクトにも波及していくのである。

「文字通りの苛斂誅求によつて、この国の資源は涸渇し」⁽¹⁸⁾、会社の重役会においても最大の問題となり、当然

その打開策が講ぜられなければならなかつたのである。

- (1) 当時のオリッサ (Orissa) は今日のオリッサ州と同じ
 である。今日のミドナプール・ディストリクト (District of Midnapore) には該地 (Atul Chandra Patra, *The Administration of Justice under the East-India Company in Bengal, Bihar and Orissa*, Bombay, 1962. p. 176)°
 (2) *op. cit.*, p. 182.
 (3) この間の過程については、拙稿「イギリスの支配初期におけるインド社会の構造的変化」『アジア研究』一〇巻四号、一九六四年一月、一—二七—三二頁を参照された。
 (4) Sir J. E. Colebrook, *Supplement to the Digest of the Regulations and Laws enacted by the Governor-General in Council anterior to the year 1793*, Calcutta, 1807. pp. 125—200.
 (5) *The Third Report from the Select Committee of the House of Commons appointed to take into consideration and the state of the Administration of Justice in the Provinces of Bengal, Bahar, and Orissa, and to report the same, as it shall appear to them, to the House; with their observations thereupon; and who were instructed to consider how the British Possessions in the East Indies may be held and governed with the greatest security and advantage to this Country; and by what means the happiness of the Native Inhabitants may be best pro-*

moted, London, 1773. p. 61 によれば、ディワーニ獲得の一七六五—六六年の二二四、三五三ポンドに対して、一七六九—七〇年には三〇〇、五九八と一四・倍に達してゐる。

- (6) H. H. Dodwell ed., *The Cambridge History of India*, Vol. V. *British India*, 1497—1858. Cambridge, 1929. 2nd. Indian reprint, Delhi &c. 1963 p. 417.
 (7) 以上の六つの他のディストリクトの中、ヒタロン (Chitagon) は商館の長に帰属し、その他のバラモウ (Palamou) / ラムガール (Ramgarh) / およびジャムナナテリー (Jungleterry) は除外された。
 (8) *The Fifth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, London, 1812. (頁 14 *Fifth Report* を略す) p. 13.
 (9) 概括的にみて、一七八九年、各ディストリクトの Collector の推定に基づいた調査では、ベンガル、ポールの人口は二、二〇〇万、……、ロールブルークの一七九〇年の推定では、ベンガル、ポールの人口は、二、四〇〇万、……、ウィリアムズ (Sir William Jones) / ベンガル、ポールの、オリッサ、ネパールの人口は、(Chitaur) / ベンガル、ジャムナナテリー (Jampur) / ベンガル、ポールの一部を含めて、二、四〇〇万、……、数字を出して「見よ」(Atul Chandra Patra, *op. cit.*, p. 176)° 対象の地域をそれぞれ若干異にしてゐるが、二、二〇〇万から二、四〇〇万の推定人口に基づいた場合、一七八三—四

第 三 表

Territorial and variable Funds of Revenue, classed in Provinces or lesser Subdivisions of Country	British Square Miles		Number of Parg. whole or broken	Company's Settlement of 1190	
	General Dimensions	Supposed Productive Portion		Gross	Net
BENGAL, Dewanny Portion, Maal and Sayer, Khaisha and Jageer Ceded Lands.....do.....do.....do.....	82,069	62,000	1,437	1,69,08,993	1,33,29,254
Town of Calcutta and Port Duties, ex. of House Tax	9,043	8,000	243	69,93,281	6,66,662
Total Soubah of Bengal	91,142	7,000	1,680	2,26,68,936	1,90,50,588
BEHAR, the whole Soubah Maal, Sayer, Khaisha and Jageer, } inclusive of Baughelpoor, Rangeer, &c.	51,973	26,000	287	62,45,723	46,54,307
ORISSA, the Chuchlach of Midnapoor	6,102	4,000	49	9,35,321	8,06,333
Total Gross Bundobust of, and recoverable Detachment } in, the then Provinces	1,49,217	1,00,000	2,013	2,87,49,980	

(出所) Abstract of the MAAL and SAYER, KHALISA and JAGEER, or TOTAL RENTAL of the Soubah of Bengal; as set fourth in the preceding Sheets,.....commonly considered dependencies on the Presidency of Fort William in Bengal, to the 30th April 1784. (James Grant, *An Historical and Comparative ANALYSIS of the FINANCES of Bengal; Chronologically arranged in different periods from the Mogul Conquest to the present time; Extracted from a Political Survey of the British Dominions and Tributary Dependencies in India*, written in Calcutta, 1786, cited in the *Fifth Report*, pp. 414—416).

(61) イギリス支配のインドの社会構造に与えた衝撃

(ベンガル暦一一九〇)年のベンガル、ビノール、オリッサの大部分の割合を比較してみると第三表の如くなる。
 ベンガル、ビノール、オリッサを比較した場合、人口密度、したがって農業生産高の關係から、賦課額と面積とは著しく異なった比率を示すが、賦課額から見ると、人口の約八〇パーセント、したがって、一、八〇〇万ならし、一九〇〇万がベンガルの人口と推定される。この「ベンガルの地租の半分は六大ザンダールによつて支払われた」(Minute of Mr. (John) Shore dated 18 June 1789; respecting the Permanent Settlement of the Lands in the

Bengal Provinces—参照 Shore's Minute 参照 para-graph 505, cited in the *Fifth Report*, p. 215) とするから、大ザンダーンに占めては、その下は三〇〇方に余る人口を擁してゐたわけだ、それを詳細な關係がその中に複雑となることは想像に難くない。

- (10) Shore's Minute, para. 172. *Fifth Report*, p. 187.
- (11) Shore's Minute, para. 465. *op. cit.*, p. 212.
- (12) Shore's Minute, para. 180. *op. cit.*, p. 187.
- (13) Shore's Minute, para. 225. *op. cit.*, p. 192.
- (14) The Fourth Report of the Committee of Secrecy,

appointed by the House of Commons. London, 1773. p. 96a.

(15) アブワブには、穀物の量目を測る人間に渡す *man-gan*、結婚式 (*barat*) の贈物として徴集する *bart*、水溜めから水を流す溝をいぐるための *ganadi*、ザミンダールの個人的費用となる *sud* 等、その他各種の名目で課せられ、シヨアは、それらの合計が、本来の租税の七〇パーセントにも達する例をあげてゐる (*Shore's Minute para. 393. op. cit.*, pp. 205—206)。

muhtout と *abuwb* と同様な性質のものであって、橋や堤の修復のための *pushatabandi*、例年査定を始める時に進行 *pumija*、とらふ祭りの際に、査定役人に衣料として与える *khilat bab* 等があった (*the Fourth Report of the Committee of Secrecy, appointed by the House of Commons*, London, 1773. p. 111a.)。

(16) *The Sixth Report of the Committee of Secrecy*, London, 1773. pp. 300a—b.

なお、死者一〇〇〇万といわれる一七七〇年の飢饉にもかかわらず、徴税額がさがらなかったのは、この制度によるのであらう。

(17) *op. cit.*, p. 302a.

(18) *Fifth Report*, p. 13.

三 ハーマネント・セトルメント

十年期限の査定 (*Decennial Settlement*) が行なわれたのはこうした事情によつてである。一七九一年までに、この目的のための法令 (*Code*) の用意が完成され、一七九三年までには全ディストリクトにおいて査定が完結されることになつたのである。

この十年間にわたり査定額を変更しないという決定にあたり、とくに配慮された点は次の二点である。⁽¹⁾ まず第一に年少、女性、禁治産的性情等の点で難点がない限り、原則として、ザミンダールを対象として査定を行なうこと。第二は適正賦課額についてであるが、この決定については相当の曲折がみられた。従来 *Kanungo* から得られた情報は信頼性が薄く、実測や村の記録による土地の価値の調査は、本社の指令によつて禁止されていた。この前提の上で、ジェイムズ・グラントは歴史的に記録を遡り、会社のデイワーニ獲得の当時、現地人の徴税役人が職権を濫用して、徴収必要額以上を賦課していることを考慮に入れて、徴税手数を二〇パーセント差引いたとしても第四表の通り、六、二六〇万ルピーの賦課の可能性を示したのであるが、政府は、実際みずから調査の体験をもつシヨアの推定を是として、ベンガル、

第 四 表

ABSTRACT STATEMENT of the Gross and Net ANNUAL REVENUE, Mehal and Sayer of the several Provinces composing the British Territorial Acquisitions in Hindostan in their greatest actual Dimensions of 180,000 Brit. Square Miles; as rated at different Periods from the original Assessment of Toorel Mull, A. D. 1582, to the present time, ending in 1784; and set forth in some detail, in Two distinct Treaties; the one intituled, "A Political Survey of the Northern Circars;" — the other, "An Historical and Comparative Analysis of the Finances of Bengal, with the whole of its Dependencies, in Three Parts;" of which, that now presented, forms the last.

PROVINCES	Ansil Jumma Toomary, or original Rent Roll of Toorel Mull, established in 1582. A. D.	Akhū Jumma Toomary, or improved Crown Rent to the Death of Mahomed Shah, A. D. 1747	GROSS and NET REVENUE as found established in 1765, or at the moment of Territorial Acquisition made by the Company.		
			Gross Rent.	Charges of Management as then established.	Net Revenue.
BENGAL, ... Dewanny Lands	1,08,65,285	2,29,21,097	3,35,822	2,25,85,275
Ceded Lands	1,06,93,152	27,05,826	41,17,105	65,454	40,51,651
Salt Lands	5,45,000	22,05,000	deducted	22,05,000
Total...the Soubah.....	1,06,93,152	1,41,16,111	2,92,43,202	4,01,276	2,88,41,926
BEHAR...the Soubah	55,47,984	95,56,098	84,35,856	10,72,030	73,63,826
ORISSA...Midnapore.....	9,09,934	11,43,878	14,33,657	2,75,010	11,58,647
ALLAHABAD...Benares.....	14,07,475	25,36,837	77,26,114	22,23,373	49,02,741
Total...BENGAL.....	1,85,68,545	2,73,62,924	4,62,38,829	39,78,689	4,22,67,140
HYDRABAD, the five Northern Circars	39,45,348	52,07,700	78,93,243	19,68,000	59,25,243
Total BRITISH Territory...	2,25,03,893	3,25,60,624	5,91,32,072	59,39,689	4,81,92,383

PROVINCES	GROSS and NET REVENUE as actually realized to the Company in 1784, after nineteen years Financial Administration.			Total Net Revenue, estimated as collected by the Zemindarry and due to the Sovereign, after deducting 20 per cent for Charges.
	Gross Rent.	Charges paid from the Treasury beudes Sebundy & C.	Net Rent.	
BENGAL, ... Dewanny Lands	1,37,20,683	47,75,284	89,45,399	3,09,00,000
Ceded Lands	62,86,955	11,93,064	50,93,891	55,00,000
Salt Lands	54,50,000	19,50,000	35,00,000	39,00,000
Total...the Soubah.....	2,54,57,638	79,18,348	1,75,39,290	4,03,00,000
BEHAR...the Soubah	53,33,492	9,50,745	43,82,747	76,00,000
ORISSA...Midnapore.....	8,73,955	2,10,000	6,63,355	14,00,000
ALLAHABAD...Benares.....	51,07,955	11,07,955	40,00,000	50,00,000
Total...Bengal	3,67,72,440	1,01,87,048	2,65,85,392	5,43,00,000
HYDRABAD, the five Northern Circars	74,62,463	25,68,000	48,94,468	83,00,000
Total BRITISH Territory...	4,42,34,908	1,27,55,048	3,14,79,860	6,26,00,000

DEFALCATION from what the Net Revenues were, in 1765 R^s 1,67,12,523; and from what they are or ought to be; in 1781, R^s 3,11,20,140; comparatively with the Net Actual Collection of the latter Year.

(出所) James Grant, *An Historical and Comparative ANALYSIS of the Finance of Bengal: Chronologically arranged in different periods from the Mogul Conquest to the present time: — Extracted from a Political Survey of the British Dominions and Tributary Dependencies in India.* London. 1786, in the *Fifth Report*, pp. 448—449.

ビハール、オリッサからベンガル暦一九七年（一七九〇—一年）には二六、八〇〇、九八九シッカ・ルピー（Si-ca Rupee）⁽³⁾、一〇八、九一五スターリング・ポンド、ベナレス州からは三、四五三、五七四シッカ・ルピー（四〇〇、六一五スターリング・ポンド）と確認した。六、二六〇万ルピーと二、六八〇万ルピーの懸隔に、人は驚かざるを得ないであろう。しかし、それこそ、まさに、当時の会社のインド社会に対する認識を、そのまま表明したものに他ならない。

ザミンダールには会社の徴収額の一〇分の一、したがって全徴集額の十一分の一が留保されることになった。

この Decennial Settlement は、一九九三年三月二二日、永久にそのまま固定化が宣せられ、五月一日の (Regulation I of 1793) として発効し、「ザミンダール、独立のタルクダールその他の実質的土地所有者に対し、セットルメントの満期の際にも、かれらが支払っている限り、課税額が変更されることはなく、かれらおよびその継承者 (Heir) と合法的相続人は同額の課税額で永久に土地を所有する⁽²⁾」ことが規定された。これがいわゆる Permanent Settlement である。

東インド会社特別委員会 (Select Committee on the Affairs of The East India Company) は「地租の永久性と耕作者の土地に対する権利を結びつけるために、ザミンダールの土地の所有権を政府は認めようとするようにみえた。しかしそれはイギリス政府のもので、かれらにそうしてやろうとする願いからではなく、ムガル政府が最善の政治を行なっていた時に、そういう権利の存在するある種の証拠からである⁽³⁾」と述べて、ザミンダールを単なる徴税人とするグラントと、土地所有者と考えるシヨアの論争に終止符をうっている。これをインドにおける私有財産制度の導入と考える見解は、今日一般に認められるところである。

インドの最初の経済史家でもあるロメッシュ・ダットは、一七九八年、イギリスにおいて、ピット (William Pitt) の制定した財産税 (Property-Tax of William Pitt) が地租を地代の五ないし二〇パーセントの線で恒久化しているのに著目して、パーマネント・セットルメントを「私有制を導入しようとする」ものと解しているが、この見解を支持する研究は多い⁽⁴⁾。

カルカッタ大学のトリパティ教授は、「パーマネント・

セトルメントの最もいちじるしい結果といえば、土地の私有財産を創り出したことであって、一七九三年に公布された法律の全体系は、この所有の保護のために制定されたといつてよい⁽⁵⁾と述べている。セイロンのクルカラニ氏の場合も、「この(パーマネント・セトルメントの筆著)政策を採用するにあたって、かれ (Marquess Wellesley) は、ザミンダール——もつともかれらをイギリスの地主に相応するものと誤って解釈したのであるが——が、かれらの土地を肥沃化するために精出し、農民の繁栄を増進するであろうという信念に導びかれた⁽⁶⁾」と、至って常識的な、ヴィセント・スミスの引用で有名な、「個人が土地を所有することは、それを耕作し、ライオットを保護し、地租を支払うこと⁽⁷⁾」であるというコーンウォリスの書簡の一節を真に受けたような解釈をしている。

たしかに、土地の売却や贈与は、政府の許可なしに認められるようになった。ライオットを保護するために、十二年以上一定の率で借地していたものには地代をあげることが許されなくなつたり⁽⁸⁾、従来のアブワープはすべて地代の中に組込まれて、以後は一切これを禁止された⁽⁹⁾り、さらに非居住ライオットに対しては借地権 (*patta*)

が与えられたり、ザミンダールに対してはこうした制限は加えられたが⁽⁹⁾、たしかにパーマネント・セトルメントの意図したところは、私有財産制度の導入であったことは、何人も異論がなからう。それはインド社会に対してなされた西洋文明の最初にして最大の衝撃といつて過言ではなからうが、それが直ちに私有財産制度の確立とみるのも性急といわなければならぬ。しかもなお、それが、「多くの現地人によつて所有される莫大な資本が、……保有権が保障されるといふ宣言を知つて、土地資産の購入に当てられるであろう⁽¹⁰⁾」というコーンウォリスの期待の通りに、「ミドルクラスの形成を促した⁽¹¹⁾」というには、歴史の転換は、そうなまやさしいものではないのである。

(1) *Fifth Report*, p. 19.

(2) Article III of Regulation I of 1793, *Fifth Report*, p. 21.

(3) *op. cit.*, p. 19.

(4) Romesh Dutt, *The Economic History of India, under early British Rule, from the rise of British power in 1757 to the accession of Queen Victoria in 1837*, London, 1901. 8th imp. 1956. p. 95.

- (5) *Annales Tripathi Trade and Finance in the Bengal Presidency, 1793—1833*, Bombay &c. 1956 p. 18.
- (6) V. B. Kulkarni, *British Statesmen in India*, Bombay &c. 1961, pp. 64—65.
- (7) Vincent. A. Smith, *The Oxford History of India, from the earliest times to the end of 1911*, Oxford, 1919, p. 566.
- (8) いわは後に、改正されて借地権は十年と定められる一方では、Regulation IV of 1794 は、公示された率に従ってザミンダールのきめた条件によって、ライオットは否応なしに借地権を得なければならないとされたために、ライオット保護の意図は、結果としてはかれらを抑圧することとなった。
- (9) Regulation VIII of 1793, *Fifth Report*, p. 28.
- (10) M. Cornwallis' Letter of 6 March, 1793, *Third Second Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, London, 1810, p. 103. Appendix 9.
- (11) *Annales Tripathi, op. cit.*, p. 19.

四 パーマネント・セットルメントの

インドの社会構造に与えた衝撃

「perpetual settlement」の取りきめに従って、耕作の拡大その他の理由で、かれ(地主)がさきに自主的に支

払うことを決めた賦課額を上回る資産の増加があったとしても、それ以上の要求が地主にされることはなかった。しかし、一方では、不作のシーズン、洪水その他いかなる災害による損失を口実としても、免除の理由にならないことは明言され、しかも、地租の定期的支払いが遅延した場合には、かれの土地は差額を補填する分だけ売却される⁽¹⁾ことになった点は、何よりもまず注目される必要がある。だが、このことは、皮肉にもジェームズ・ミルによって道破されていたのである。「その(新しい制度の)直接の目的は、土地貴族(landed aristocracy)の創設であった。その計画は、その性格がどのように考えられたとしても、完全に失敗に帰してしま⁽²⁾った。」かれの慧眼まさに恐るべしという感を免かれな⁽³⁾い。

「一定の、しかし、重税のもとで、ザミンダールを土地の所有者に仕立てることによって、かれらを繁栄させ、この国を改善し、国民の大部分を幸福にすると思⁽⁴⁾っているながら、……全くの不正確・無智さ加減で政策が運ばれていた⁽⁵⁾のである。」

かれの論調は例によって厳しい。だが、かれの指摘の通り、「土地の売却は早々に始まり、急速に進んでしま⁽⁶⁾

(4)「第五表を参照されたい。」

第五表

Year	Land advertised for Sale	Land actually Sold	Amount of Purchase Money
1203 (1796-7)	Sa. Rs. 28,70,061 (£. 332,927)	Sa. Rs. 14,18,756 (£. 164,576)	Sa. Rs. 17,90,416 (£. 207,688)
1204(1797-8)	Sa. Rs. 26,66,191	Sa. Rs. 22,74,076	Sa. Rs. 21,47,580

さらに一七九九年については、第六表に詳しい。パーマ
 ネット・セットルメントによって決定されたベンガル、
 ビハール、オリッサ、ベナレスの査定合計二、六八、〇
 〇、九八九ルピーを基準とした場合、その年の地主の延
 滞補填のため売却され、あるいは売却されようとする土
 地の合計は一五、三三、二九五ルピー、つまり、この年
 だけで、全体の二〇分の一が売りに出されたことにな
 り、これに、一七九六―九七年、一七九七―九八年の兩
 年の合計九二、二八、九八二ルピー、それにブランクの
 一七九八―九九年を加えると、この四年間に売却された
 土地は四〇パーセントを下らないであろう。ミルの指摘
 は決して誇張ではないのである。Board of Revenue は

天候が悪かったことを理由としてはいるが。(5)

ビールブーム・プロヴィンス(Sudban)の例について
 みると、ビールブームの中三、八五八平方マイルは一
 六八年(一七六一二年)まで Bedia ul Zaman のザミン
 だ、それが後に Bahadur Zeman Khan に属し、それが、
 このスバの三分の一を占めていた。残りの三分の二は国
 境守備の軍隊の用地であるほかは、十四のバルガナは南
 ビハールとモンゴールの土侯(Raja)に属していたとい
 われる(6)。大体、ザミンダールといった場合、三つのカテ
 ゴリーに分けられる。第一に一七五六年アクバル(Akbar
 g.)のベンガル征服以前の土侯、第二には十七・八世
 紀に事実上の支配者となったもので、第三が下層のザ
 ンダールとして徴税を行っていたものが、その土地に
 対する優先権を一・二世代にわたり伸長したものであ
 って、大多数のザミンダールは、これに属した(7)。しかし、
 土地所有の面からいえば、全体の半分を所有する、シ
 アのいわゆる六大ザミンダールをはじめ、旧来の土侯た
 ちに偏重していたことはいままでもない。そしてパーマ
 ネット・セットルメントの結果、「最も困窮したのはそ
 うした高い階層のザミンダールなのである。」(8)ブルドワ

表

during the year 1206, Bengal Style, and in Provinces of Behar, Orissa, and Benares during

DISTRICTS.	Gross Amount of the Sales.	Number of years purchase, reckoning the Proprietor's profit at 10 per Cent on the Jumma.	REMARKS.
BENGAL PROVINCE			
Beerbhoom	16,439.13.15. 3	4. 5.27	* These sales took place in consequence of decrees of the Zillah court of the 24 Pergunnahs + No land ordered for sale in 1206 (B.S.) in this collectorship. No statements have yet been received from Rajeshahy or Rajmehal.
Burdwan	1,333. — — —	3.10.18	
Calcutta	※1,056. — — —	1,020. 3.14	
Chittagong	8,008. 8. — —	36. 9.26	
Cooch Behar	+ — — — —	— — — —	
Dacca	51,212. 6.14. —	2. 4. 7	
Dinapore	62,520. — — —	8. 7.25	
Jessore	1,723. — — —	13. 4.16	
Moorshedabad	90,077.10. — —	15. 8.23	
Mymensingh	7,275.13. — —	6. 2.13	
Nuddea	1,35,772.14.14. —	7. 8.19	
Purnea	27,700. — — —	9. 2. —	
Rajshahnee	— — — —	— — — —	
Rajmehal	— — — —	— — — —	
Rungpoor	15,379. — — —	12. 2. 5	
Sylhet	6,482. 2. 5. 3	13. 6.18	
Tipperah	9,483. — — —	6. 6.29	
24 Pergunnahs	9,435. 8. — —	9.11.27	
Total Bengal } Sa Rs	4,43,898. 2.19. 2	6.10. 9	
BEHAR PROVINCE			
Behar	※35,753. — — —	16.11.12	* On a minute inspection of the statement from Behar, it would appear that the two first columns are erroneously filled up with perhaps the measurements of the lands. I have written to the collector for explanation, but have not thought it necessary to delay this statement any longer for his answer. + No lands ordered for sale in 1206 (F. S.) in this collectorship ‡ A similar remark applies to the statement from Saurun, as to that from Behar. The column for the unrealised proceeds of the sales, likewise appears to be erroneously filled up; the collector has been written to for an explanation.
Bhaugulpore	16. — — —	5. —. 6	
Dhuryampore	— — — —	— — — —	
Ramgur	+ — — — —	— — — —	
Saurun	‡91,494. — — —	51. 9.10	
Shahabad	11,350. — — —	17.11. 1	
Tirhoot	19,495. 8. — —	15. 4.13	
Total Behar } Sa Rs	1,58,119. 8. — —	27. 2.28	
ORISSA PROVINCE			
Hedgellee	— — — —	— — — —	+ No lands ordered for sale in 1206 (F. S.) in this collectorship ‡ A similar remark applies to the statement from Saurun, as to that from Behar. The column for the unrealised proceeds of the sales, likewise appears to be erroneously filled up; the collector has been written to for an explanation.
Midnapore	45,748. — — —	7. 5. 9	
Total Orissa } Sa Rs	45,748. — — —	7. 5. 9	
BENARES PROVINCE			
Benares, B ^s Rupees	6,450. — — —	5. 8. 3	+ No lands ordered for sale in 1206 (F. S.) in this collectorship ‡ A similar remark applies to the statement from Saurun, as to that from Behar. The column for the unrealised proceeds of the sales, likewise appears to be erroneously filled up; the collector has been written to for an explanation.
Total Fusly Mehals } Rs	2,10,317. 8. — —	16. —.25	
Grand Total } Rs	6,54,215.10.19. 2	8. 4.27	

darry Settlement, 1806. in Documents illustrative of the Question, Whether Zemindarry or Ryotwarces subject to the Presidency of Fort St. George. Fifth Report, p. 938.

第六

General STATEMENT of LANDS ordered to be put up for Sale in the Province of Bengal, the year 1206 (A. D 1798) Fussuly Style.

DISTRICTS.	Balance due from defaulting Proprietores.		Jumma.	
	of Lands for Sale but not Sold.	of Lands actually Sold.	of Lands ordered for sale but not Sold.	of Lands actually Sold.
BENGAL PROVINCE				
Beerbhoom	57,303.14. 9. 1	14,146. 1.11. 1	75,936. 3. 5.—	36,603. 9. 5. 2
Burdwan	1,324. 7. 9.—	1,002. 3. 1.—	2,848.19. 2.—	3,432. 7. 7. 3
Calcutta	— — —	1,379. 1. 1. 3	— — —	10. 5.12.—
Chittagong	41,602. 7.10. 1	6,721. 1. 4. 2	26,501.15.17. 1	2,175. 5. 7. 2
Cooch Behar	— — —	— — —	— — —	— — —
Dacca	35,449. 7. 5. 2	2,26,179.13. 9. 2	1,27,924. 7.12.13	2,14,983.13. 6. 2
Dinapore	717. 9.17. 2	1,15,935. 7. 5. 2	992.10. 5. 1	72,244. 5. 9.—
Jessore	15,901. 5. 5. 1	1,185. 6. 8.—	17,413. 4.17. 1	1,288. 2. 8.—
Moorshedabad	28,914. 5.17. 3	1,21,274. 6. 6. 3	43,782.13.15.—	57,253.—.18.—
Mymensingh	25,232.10.13. 1	10,376.12.13. 1	25,409. 4. 5. 3	11,729.12. 3.—
Nuddea	43,395. 9. 4. 1	1,83,577. 4. 4. 3	88,740.—.12. 1	1,75,865. 6.10. 2
Purnea	28,891. 4.11. 2	— — —	34,183. 8.17. 2	30,220.10.—.—
Rajshainee	— — —	— — —	— — —	— — —
Rajmehal	— — —	— — —	— — —	— — —
Rungpoor	9,182.—.—.—	11,623. 8.—.—	12,925. 3.11. 3	12,627. 8.18. 2
Sylhet	11,554.13. 7. 3	3,316. 9. 5. 1	27,747. 2.18.—	4,784. 5.16. 1
Tipperah	23,181.12. 3. 2	13,294.11.16. 2	31,005.13.—. 3	14,410.12.10. 2
24 Pergunnahs	51,670.12.25.—	9,394. 1. 3. 2	55,247.14. 8.—	9,461.12.—. 1
Total } S _a Rs	4,24,322. 8.16. 3	7,19,406. 8. 1. 2	5,70,658. 8. 5. 3	6,47,091. 3.13. 1
BEHAR PROVINCE				
Behar	— — —	— — —	1,40,886. 8. 9. 2	21,099.10.15. 2
Bhaugulpore	17,364. 3. 2. 1	— — —	16,551.12.12.—	31.14.14.—
Dhuryampore	5,281. 9. 5.—	10.—.—.—	6,343. 1. 2. 2	— — —
Ramgur	— — —	— — —	— — —	— — —
Saurun	— — —	— — —	1,60,079.15. 5. 1	17,669.13.14.—
Shahabad	11,965. 4. 8. 2	11,528.12. 7.—	20,078.10.—.—	6,550.—. 1. 3
Tirhoot	1,90,786. 7.12.—	12,727.2.11. 1	2,20,631.—. 2.—	12,684.11.15.—
Total } S _a Rs	2,25,397. 8. 7. 3	24,265.14.18. 1	5,64,570.15.11.—	1,58,036. 3.—.—
ORISSA PROVINCE				
Hedgellee	1,539.11.—.—	— — —	1,632. 8. 4.—	— — —
Midnapore	47,641. 7.13.—	47,304.13. 1.—	65,289.12.16.—	61,475. 4.18
Total } S _a Rs	49,181. 2.13.—	47,304.13. 1.—	66,992. 5.—.—	61,475. 4.18
BENARES PROVINCE				
Benares, B ^s Rupees	32,362. 1.—.—	11,055.11. 9.—	57,350. 6.—	11,364.15. 6.—
Total Fusly Mehals } Rs	3,06,940.12.—. 3	82,626. 7. 8. 1	6,88,843.10.11.—	1,30,876. 7. 4. 1
Grand Total } Rs	7,31,263. 4.17. 2	8,02,032.15. 9. 3	12,59,502. 2.17.—	7,77,967.12.17. 2

(出所) Appendix No. 1. to Memoir of Mr. Hodgson, on the Advantages of a Permanent Zemin-Settlements are most expedient to be adopted, as a permanent System, in the unsettled Provin-

ンの Collector デヴィス (S. Davis) は、その王 (Maha Raja) Tezhund Baladur に「一方の要求に答えるためには事前にそれを徴集しておかなければできない」ことを理由に、支払い期を前に困窮その極に達した様を述べ民事裁判所 (Dewan Adault) に提訴して農民に対する支払の強制執行を行なうまで、納税の延期を求められている。事実、「徴収額の十一分の一で地租の管理を行なうことには相当の能力を要する」といわれ、その上「農民や中間借地人は時期に遅れたからといって罰を着るわけでもなく」結局はザミンダールに責任がかかってきてしまった。

だが、ここで筆者の関心をひきつけることは、こうした土侯の行方についてである。興味あることは、東インド会社の商業活動の出先き機関として、私腹をこやし、ザミンダールの一角に喰い込んだゴマスタ (Gomasha) とか、バニヤン (Banijan) とかいわれる階層と、こうした土侯との結合がみられることである。それが支分化 (disembement) という形で、ジェソール、スディヤ・ブルドワン等のラージャが、自分たちの利益を確保した上で、徴税と納税の義務を、そうした中間者に移譲する

事実を、『第五報告書』は伝えているのである。⁽¹³⁾

それぞれの土地の事情、農作物について詳しい知識を有する者はザミンダールだけという理由で、かれらを性急に追い立てることを不得策とし、Regulation VII of 1799において、納税期日を毎翌月の一日という規定をその年の末日まで延期した事実、借地契約 (ザミンダールと中間者の契約もこれに含まれる) の期限についてパーマネント・セットルメントで定めた十年間の期限を一八二二年にとりはずした事実を勘案した場合、従来の土侯は不在地主としての地位を恒久的に保障され、それと中間者との関係も安定化され、これがベンガルでいわゆるバトニ保有 (batni tenure) として発達するものと思われる。個人所有という、当時においては歴史的に動態的な概念の導入とそれが与えた衝撃が、くしくも再封化 (subinfeudation) という形で固定化してしまう結果は、まさに歴史の皮肉である。

一方ゴマスタやバニヤンにしても、もとより伝統的地主でもなく、自由主義の骨を持った農業資本家でもない。植民地支配機構の中で育てられ、それに忠僕な義務の代償として自己の利益を確保して行く、植民地的新興

階級である。だが、しかし、後に至って独立運動がこうした人々によって始動されるという事実、しかも一八八五年の国民会議派の設立と Bengal Tenancy Act の制定と符合してゐる事実を考慮した場合、それらはいずれも歴史の皮肉や偶然ではなくして、それこそ、まさに、植民地支配の厳しい陋固とした形で、インドの社会に輸入してゐるべき、凝視する必要があるのである。

- (1) *Fifth Report*, p. 27.
- (2) James Mill, *The History of British India*, 3rd. ed. 6 Vols. Vol. v. London, 1826, p. 438.
- (3) *op. cit.*, p. 439.
- (4) *op. cit.*, p. 439.
- (5) Extract of a Letter from the Board of Revenue, at Calcutta, to the Governor General in Council cited in *Memoir of Mr. Hodgson, on the Advantages of Permanent Zemindary Settlement*, 1806 cited in *DOCUMENTS illustrative of the Question, — Whether ZEMINDARRY or RYOTWAR SETTLEMENTS are most expedient to be adopted, as a permanent System, in the unsettled Provinces subject to the Presidency of Fort*

- St. Georg. in *Fifth Report Appendix No. 31*. p. 933.
- (6) James Grant, *An Historical and Comparative ANALYSIS of the FINANCES of Bengal; chronologically arranged in different periods from the Mogul Conquest to the present time: — Extracted from a Political Survey of the British Dominions and Tributary Dependencies in India*. Appendix, No. 4 to *Fifth Report*. p. 356.
- (7) W. W. Hunter, *Bengal MSS Records, 1783—1807*. London, 1894. I. p. 31.
- (8) *Fifth Report*. p. 58.
- (9) Letter from the Collector of Burdwan to William Cowper, Esq. President, and Members of the Board of Revenue, *Fifth Report*, p. 515 Appendix, No. 8.
- (10) *Fifth Report*, p. 59.
- (11) Letter from Collector of Midnapore of 12 February 1802, *Fifth Report* p. 60.
- (12) N. K. Sinha, *Economic History of Bengal* vol. I. Calcutta, 1956, p. 98.
- (13) *Fifth Report*. p. 61.
- (14) *op. cit.*, p. 61.

(東京商大蔵大蔵部)